

「地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための研究会」開催要綱

1 開催趣旨

総務省では、平成18年（2006年）3月に、地方公共団体が地域の実情に応じて行う外国人との共生施策に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」（以下「総務省プラン」という。）を策定し、令和2年（2020年）9月に改訂を行った。その後、在留外国人の大幅な増加など状況に大きな変化が生じている。

こうした中、政府においては、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定（令和8年1月23日））を取りまとめ、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す観点から、従来の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき進めてきた取組も実施しつつ、外国人が我が国の法やルール等を理解・遵守するための施策に政府全体で取り組むこととしている。また、地方公共団体からも、地域での生活ルールの周知や日本語教育等にも国とともに取り組んでいきたいとの声がある。

こうした状況を踏まえ、地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための取組の在り方について具体的に検討するとともに、その内容を踏まえた総務省プランの在り方について検討を行うため、本研究会を開催する。

2 名称

本研究会は、「地域における外国人との秩序ある共生社会の実現のための研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、座長が必要と認める時は、配付資料を非公開とすることができる。

4 開催期間

令和8年5月から開催する。

5 庶務

庶務は、総務省自治行政局国際室において行う。